（１）空き家バンク登録物件改修支援事業

<table>
<tr><td>対象者</td><td colspan="2">登録物件を取得又は賃借し、東伊豆町に住民登録をする新規転入者で、次に掲げる要件をすべて満たすものとする。なお、東伊豆町への住民登録は実績報告時までに行っていれば良いものとする。
（１）対象者及びその属する世帯全員に納付すべき町税等（介護保険料、水道料金等を含む。）の滞納がないこと。
（２）以前に空き家バンク登録物件改修支援事業による補助を受けていないこと。
（３）町の他の制度による補助金等を受けていない、又は受けようとしていないこと。
（４）当該物件に５年以上居住すること。
（５）１年以内に町から転出していないこと。</td></tr>
<tr><td>対象経費</td><td colspan="2">住宅の機能又は性能を維持又は向上させるために、登録物件の改修等を行う経費を対象とし、次に掲げる要件をすべて満たすものとする。
（１）東伊豆町内に住所を有する個人又は所在する事業所が施工したものに要する費用であること。
（２）空き家バンク登録物件の改修等に要する費用であること。</td></tr>
<tr><td>補助金</td><td colspan="2">補助金の額は、工事の金額が１００万円以上の場合は２０万円、１０万円以上１００万円未満の場合は当該工事の金額の２０パーセントの額とする。ただし、補助金の額に１，０００円未満の端数がある場合は、これを切り捨てる。</td></tr>
<tr><td>申請手続</td><td colspan="2">１　申請時期
売買契約又は賃貸借契約締結後６ヶ月以内
２　添付書類
（１）配置図（縮尺は任意）　（２）建築物の図面（各階平面図等）
（３）改修工事の見積書（町内業者）　（４）工事着手前の写真
（５）賃借者は物件所有者の同意書　（６）住民票の写し（転入前又は転入後）
（７）世帯全員分の納税証明書（未納のない証明）
（８）その他町長が必要と認める書類</td></tr>
<tr><td>実績報告</td><td colspan="2">１　報告期限
改修工事完了後３０日以内又は年度の末日のいずれか早い日
２　添付書類
（１）改修工事に要した費用を明らかにできる書類（領収書又はこれに準ずるものの写し）
（２）工事完了後の現場写真
（３）改修工事において建築基準法に基づく確認申請を要した場合は、検査済み証の写し
（４）住民票の写し（転入後）
（５）その他町長が必要と認める書類</td></tr>
<tr><td rowspan="6">補助金の返還額</td><td>交付日からの経過年数</td><td>返還（納付）金額</td></tr>
<tr><td>１年未満</td><td>補助金確定額の１００％</td></tr>
<tr><td>１年以上２年未満</td><td>補助金確定額の８０％</td></tr>
<tr><td>２年以上３年未満</td><td>補助金確定額の６０％</td></tr>
<tr><td>３年以上４年未満</td><td>補助金確定額の４０％</td></tr>
<tr><td>４年以上５年未満</td><td>補助金確定額の２０％</td></tr>
<tr><td>上記以外のとき</td><td>町長が定める額</td></tr>
</table>